

○米原市下水道事業審議会規則

平成28年3月24日

規則第33号

改正 平成30年4月1日規則第35号

令和3年4月1日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市付属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号。以下「条例」という。)第2条の規定により設置する米原市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例第4条第2項の規定による委員の委嘱については、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数を下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 3人

(2) 受益者の代表 5人以内

(会長および副会長)

第3条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、まち整備部上下水道課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集)

- 2 条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成30年4月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年4月1日規則第39号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

会計名		下水道事業会計(収益的収支)				主管課		まち整備部 上下水道課							
事業費(円)		4 年度		3 年度		財源内訳(円)		4 年度		3 年度					
予算額		2,041,057,000		2,047,119,000		国 費		9,549,650		7,365,050					
うち繰越		0		0		県 費		0		0					
決算額		2,011,645,591		2,032,349,495		市 債		0		0					
うち繰越		0		0		下水道使用料		692,971,050		670,664,448					
執行率(%)		98.6		▲ 1.0		99.3		そ の 他		1,552,987,812		1,540,629,608			
※上記決算額のうち未払金						129,687,667円		※上記決算額のうち未収金						70,705,591円	
①執行率80%以下/②増減率±50%以上の理由(令和4年度)						その他の内訳(令和4年度)									
						手数料								608,154円	
						雨水処理負担金、他会計補助金								857,977,784円	
						長期前受金戻入								693,385,883円	
						預金利息、雑収益								1,015,991円	
						純利益＝収入－支出（税抜）								247,769,103円	
事業コスト				事業費				人件費				計			
決算額				1,978,116 千円				33,530 千円				2,011,646 千円			
水洗化1人当たり（ 35,649 人）				55,489 円				941 円				56,430 円			
事業の目的および内容															
(1) 下水道施設（管路418km、マンホールポンプ場85か所、真空ステーション3か所、処理場9か所）を適正に維持管理し、公共用水域の水質保全と市民の生活環境向上に寄与します。															
(2) スtockマネジメント計画に基づく下水道施設の保守点検を行い、長寿命化を図ります。															
事業の実績															
(1) 水洗化の状況															
項目		令和4年度		令和3年度		対前年度増減率		項目		令和4年度		令和3年度		対前年度増減率	
区域内人口(人)		37,495		37,954		▲ 1.2%		年間汚水量(m³)		4,823,072		5,079,478		▲ 5.0%	
水洗化人口(人)		35,649		35,845		▲ 0.5%		年間有収水量(m³)		4,114,239		4,147,199		▲ 0.8%	
水洗化率(%)		95.1		94.4		+0.7ポイント		有収率(%)		85.3		81.6		+3.7ポイント	
(2) 収支の状況															
①事業収益（税抜）															
項目				令和4年度				令和3年度				対前年度増減率			
営業収益（下水道使用料、登録手数料等）				697,973,921円				672,101,275円				+3.8%			
営業外収益（補助金、長期前受金戻入等）				1,494,628,768円				1,485,113,017円				+0.6%			
特別利益（過年度損益修正益）				0円				485,810円				皆減			
②事業費用（税抜）															
項目				令和4年度				令和3年度				対前年度増減率			
営業費用（人件費、施設維持管理費等）				1,710,075,655円				1,700,256,798円				+0.6%			
営業外費用（企業債利息、還付金等）				234,757,571円				262,015,512円				▲ 10.4%			
特別損失				360円				485,810円				▲ 99.9%			
(3) 純利益（税抜）															
項目				令和4年度				令和3年度				対前年度増減率			
当年度純利益				247,769,103円				194,941,982円				+27.1%			
(4) 下水道使用料の収納状況（税込）															
区分		調定額		収入済額		不納欠損額		還付未済額		収入未済額		収納率			
現年度分		692,971,050円		629,696,891円		0円		0円		63,274,159円		90.9%			
過年度分		70,874,682円		61,805,951円		1,643,716円		0円		7,425,015円		87.2%			
合計		763,845,732円		691,502,842円		1,643,716円		0円		70,699,174円		90.5%			
事業の成果															
(1) 下水道施設の適正な維持管理のほか、テレビカメラを用いた管路調査を約4km、マンホールポンプや真空ステーションの詳細調査を全箇所実施し、老朽化状況を把握しました。															
(2) 令和4年4月使用分から下水道使用料を改定し、使用料単価(＝使用料収入÷有収水量)は前年度の147.0円/㎡から153.1円/㎡まで上がりましたが、基準内繰入額が減額したことで、経費回収率(＝使用料収入÷汚水処理費)は、前年度の94.8%から93.2%まで減少しました。															

会計名		下水道事業会計(資本的収支)				主管課	まち整備部 上下水道課				
事業費(円)		4 年度		3 年度		財源内訳(円)		4 年度		3 年度	
予算額		2,093,077,000		2,027,672,000		国 費		66,102,363		49,773,825	
うち繰越		73,800,000		45,000,000		県 費		547,000		397,000	
決算額		1,957,420,456		1,952,434,472		市 債		584,100,000		581,700,000	
うち繰越		73,785,044		44,662,894		他会計補助金		491,573,216		513,263,000	
執行率(%)		93.5 +0.3		96.3		その他		16,519,080		11,458,660	
※上記決算額のうち未払金				77,683,710円		※上記決算額のうち未収金				2,285,275円	
①執行率80%以下/②増減率±50%以上の理由(令和4年度)				その他の内訳(令和4年度)							
				農業集落排水事業分担金 3,280,670円							
				受益者負担金 13,238,410円							
				歳入歳出差引額(4年度) ▲ 798,578,797円							
事業コスト				事業費		人件費		計			
決算額				1,935,161 千円		22,259 千円		1,957,420 千円			
市民1人当たり(38,048 人)				50,861 円		585 円		51,446 円			
事業の目的および内容											
(1) 総合地震対策計画に基づき、主要幹線道路に埋設している主要管路の管口耐震化や、被災時における広域避難所のトイレ不足を解消するマンホールトイレシステムを設置します。											
(2) 農業集落排水処理施設の公共下水道接続や老朽化施設の改築更新を計画的に行うとともに、使用料改定後の経営状況を把握し、引き続き事業経営の健全化に向けて検討します。											
事業の実績											
(1) 収支状況											
資本的収入		国県補助金、企業債、工事負担金、他会計補助金				1,156,351,989円					
						(翌年度への繰越額2,489,670円を除く。)					
		当年度分損益勘定留保資金、積立金の取崩し等				791,568,467円					
		収支不足額9,500,000円(未払相当分)については、令和4年度同意済企業債の未借入分9,500,000円をもって、翌年度に措置します。									
(2) 建設改良費											
主な委託業務											
		業務名		概要				事業費			
		特環公共下水道山室地区測量業務		現地測量 A=0.01km ²				1,500,400円			
		特環公共下水道山室地区設計業務		実施設計一式				5,863,000円			
		公共下水道事業現場技術業務		一式				15,083,200円			
主な建設改良工事											
		業務名		概要				事業費			
		下水道総合地震対策工事		既設管口耐震化N=41か所				32,937,300円			
		総合地震対策マンホールトイレシステム設置工事		マンホールトイレシステム3箇所				27,038,000円			
		特環公共下水道清滝地区舗装復旧工事		舗装工 A=1,850m ²				13,853,400円			
(3) 流域下水道建設負担金											
		46,907,850円									
(4) 企業債償還金											
		1,730,201,036円									
											
		【マンホールトイレシステム設置工事】					【管口耐震化工事】				
事業の成果											
(1) 坂田小学校、伊吹山中学校、米原市民交流プラザの3施設においてマンホールトイレシステムを設置しました。これにより、社会資本総合整備計画において計画している広域避難所24施設のうち累計4施設で災害時における汚水処理への備えを整えることができました。											
(2) 山室地区農業集落排水処理区域の公共下水道切替事業は、測量設計業務を行うことにより、令和7年4月の目標に向けて着実に事業を進めることができました。											

米原市下水道事業経営戦略の事後検証

人口減少による使用料収入が減少していく一方で、下水道施設の老朽化対策や防災・減災対策が必要になるなど、下水道事業の経営環境はより一層厳しくなることが見込まれます。その中で、本市下水道事業の「経営基盤の強化」、「財政マネジメントの向上」を図ることを目的として、令和3年4月に「米原市下水道事業経営戦略」を改定しました。

経営戦略では、投資、財源に対する令和13年度までの目標を以下のとおり定めています。

- 令和13年度までの投資目標
 - ・ 水洗化率は、95%以上とする。(公共下水道事業)
 - ・ 農業集落排水施設の公共下水道への切替えを全て完了する。(農業集落排水事業)
- 令和13年度までの財源目標
 - ・ 基準外繰入金の金額を0円とする。(公共下水道事業)
 - ・ 企業債残高を7億円以下とする。(農業集落排水事業)

経営戦略では、この目標に関連する指標を定め、各指標における目標値を設定しています。そして、経営戦略の推進のために、毎年度の目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行うこととしています。

公共下水道(公共下水道+特定環境保全公共下水道事業)

指標① 繰入金対使用料割合：使用料収入に対する繰入金の割合。一般会計からの繰入金にどの程度依存しているかを表す指標

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和8年度 (目標)	令和13年度 (目標)
繰入金(基準内)(千円) A	606,515	564,548	531,014	565,063	499,094	356,078
繰入金(基準外)(千円) B	60,594	72,441	100,481	82,061	20,457	0
実繰入額 (千円) C = A+B	667,109	636,989	631,495	647,124	519,551	356,078
使用料収入 (千円) D	551,921	551,867	563,083	585,228	576,502	599,598
繰入金対使用料割合 E = C ÷ D	120.9%	115.4%	112.1%	110.6%	90.1%	59.4%

指標② 水洗化率：下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合。

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和8年度 (目標)	令和13年度 (目標)
現在水洗便所設置済人口 A	32,827	32,939	32,563	32,700		
現在処理区域内人口 B	34,958	34,835	34,523	34,426		
水洗化率 C = A ÷ B	93.9%	94.6%	94.3%	95.0%	95.0%	95.0%

農業集落排水事業

指標③ 企業債残高：地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債の残高のこと。

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和8年度 (目標)	令和13年度 (目標)
企業債残高(千円)	1,170,046	1,070,239	977,218	887,785	772,251	691,215
企業債残高	11.7億円	10.7億円	9.8億円	8.9億円	7.7億円	6.9億円

「米原市下水道事業経営戦略」は、米原市公式ウェブサイトにて公表しています。

➤ https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/keizai_kankyo/jyogesuido/gesuido/3542.html

経営比較分析表（令和4年度決算）

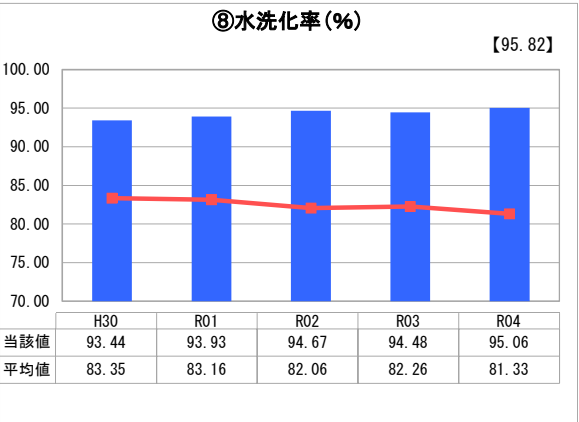
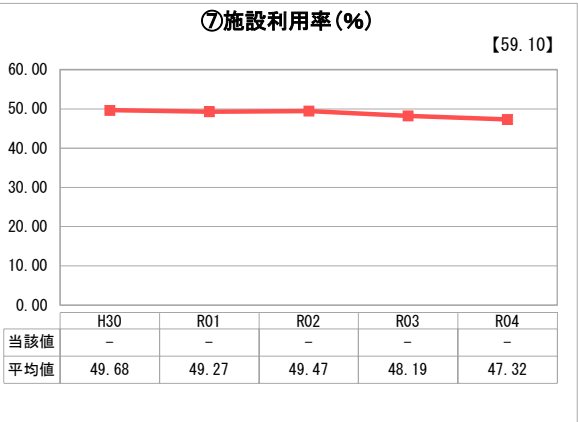
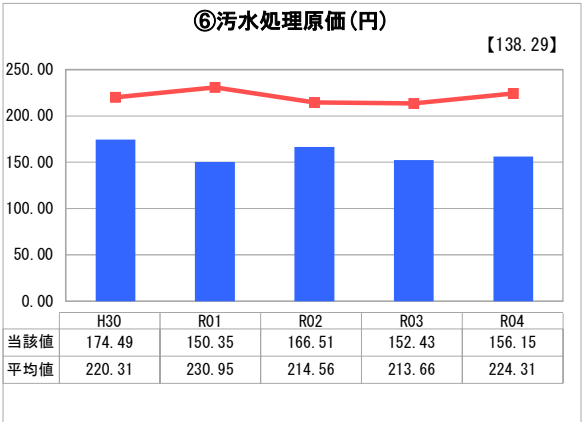
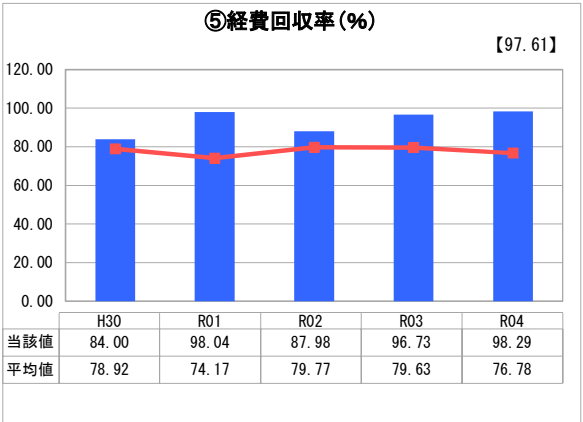
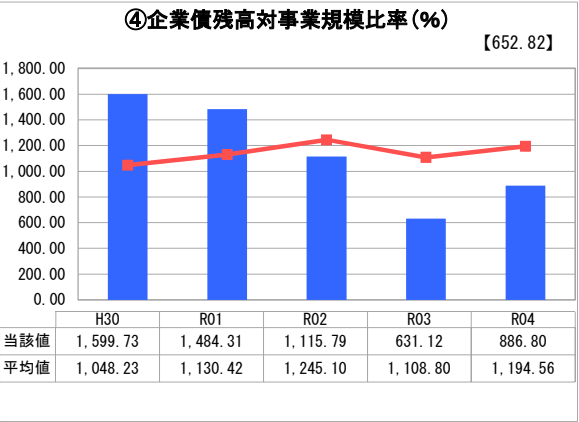
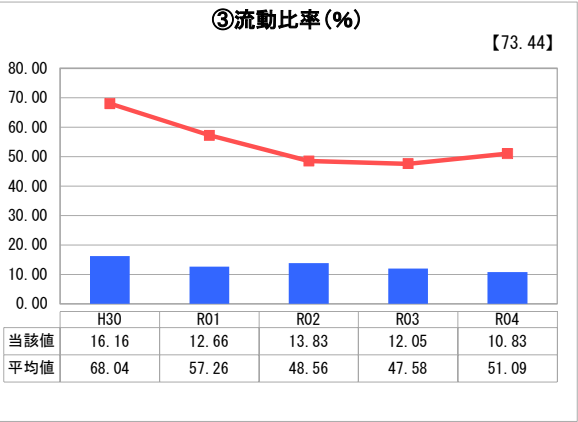
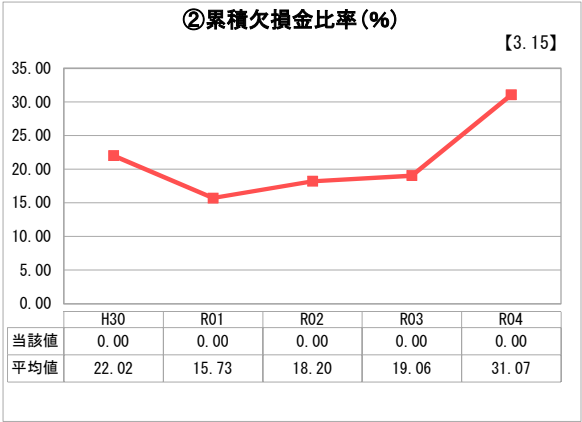
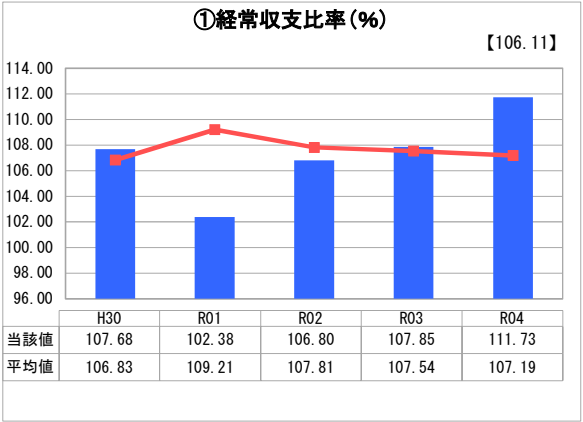
滋賀県 米原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	56.64	48.28	85.28	2,970

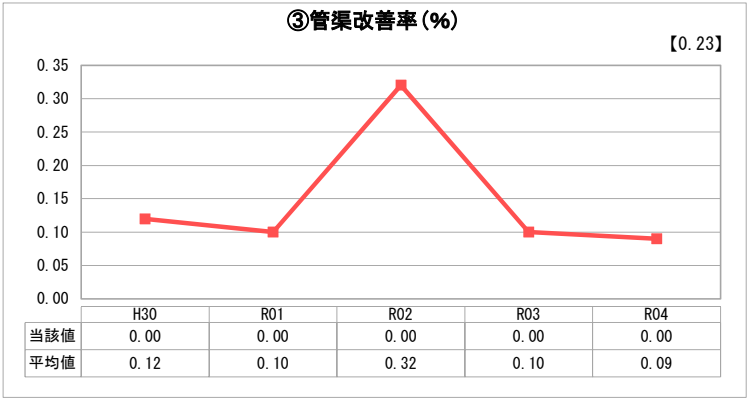
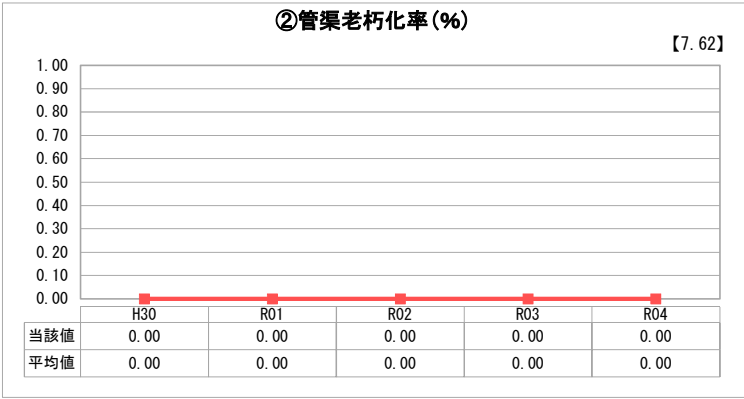
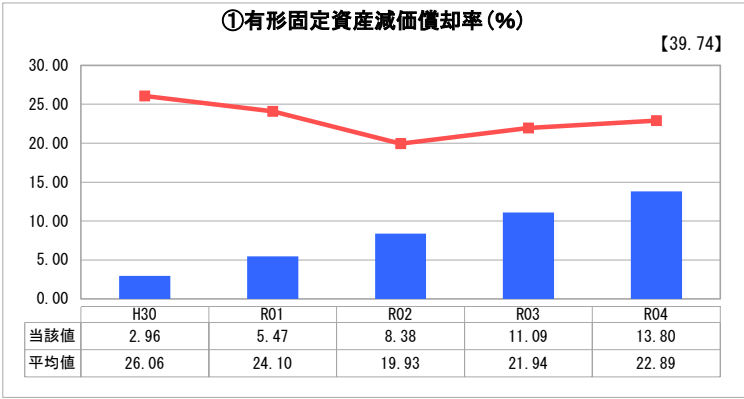
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
37,761	250.39	150.81
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
18,150	10.06	1,804.17

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

令和4年4月使用分から下水道使用料を改定したことにより、経常収支比率は、3.88ポイント改善しました。経費回収率も微増はしたものの依然として100%を下回っており、一般会計からの繰入金に依存した経営となっています。汚水処理原価や企業債残高対事業規模比率は類似団体平均を下回っており、一定のコスト削減は図れているものと見受けられます。

一方、水洗化率は類似団体平均を上回っているものの、近年はほぼ横ばいで推移しています。処理区域内人口は減少に転じている中で、今後、有収水量の大幅な増加は見込めない状況となっています。流動比率は類似他団体平均を大きく下回っており、資金繰りに注意を必要としています。

2. 老朽化の状況について

下水道施設整備を開始してから未だ50年を経過しておらず、管渠老朽化率および管渠改善率は0%のままとなっています。なお、有形固定資産減価償却率については、平成30年度に企業会計に移行した際の開始貸借において、移行前の償却済額を計上していないため、平成30年度から次第に増加しています。

全体総括

今後の有収水量の大幅な増加が見込めない中で、経営の安定化を図っていくためには、経営計画に基づき、計画的に料金体系を見直していく必要があります。しかし、人口減少の中、経営に必要な財源の全てを使用料収入に求めていくことも困難であることから、農業集落排水処理区域の公共下水道接続（広域化）やストックマネジメント計画に基づく予防保全的な維持管理等のコスト削減策も並行して進めていく必要があります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和4年度決算）

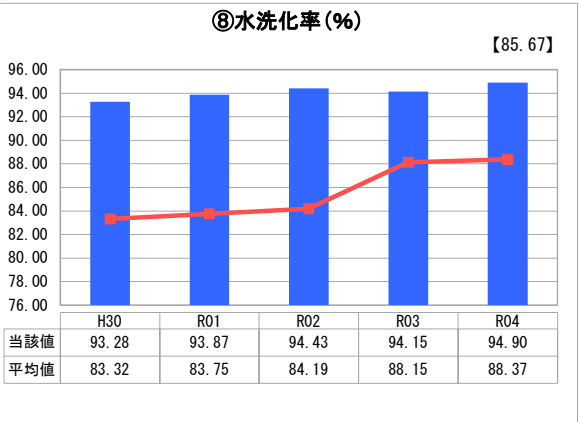
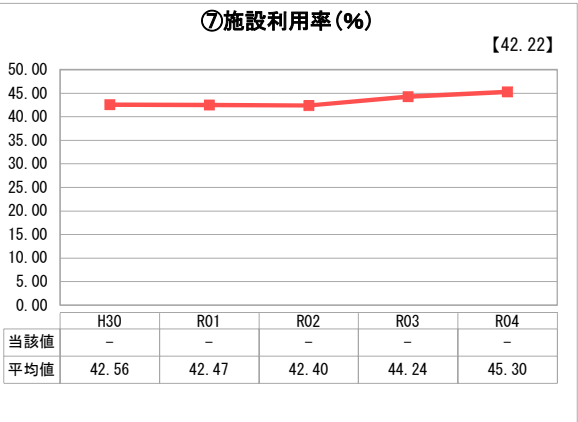
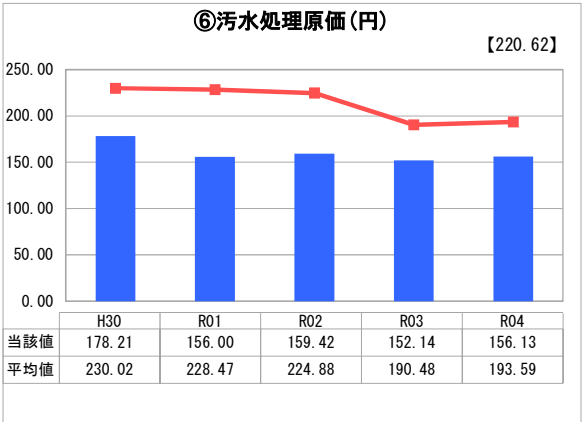
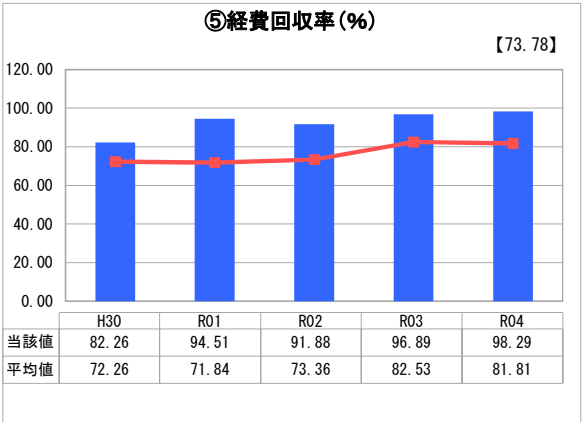
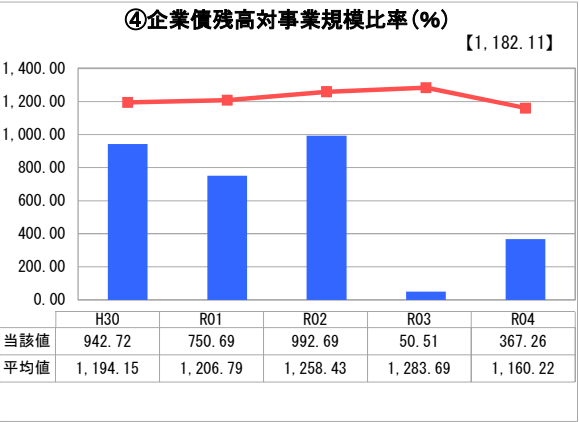
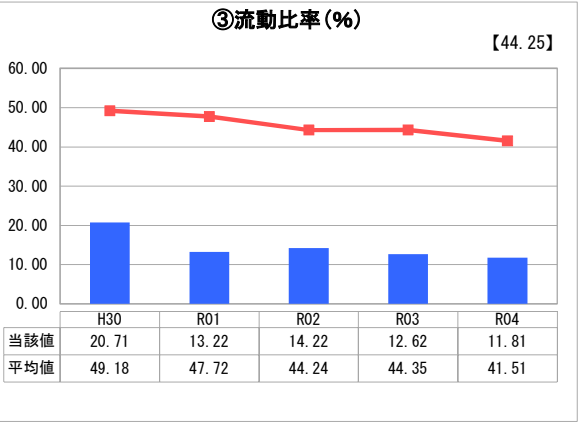
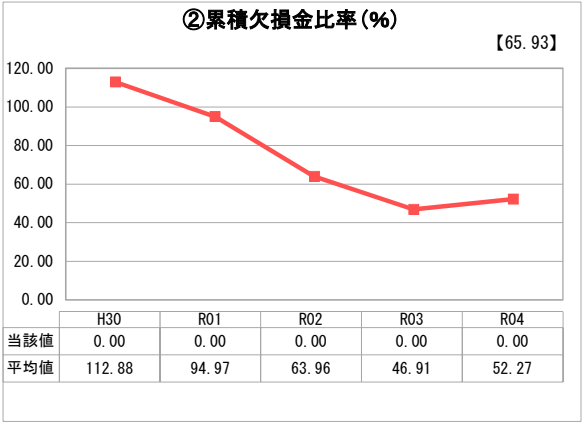
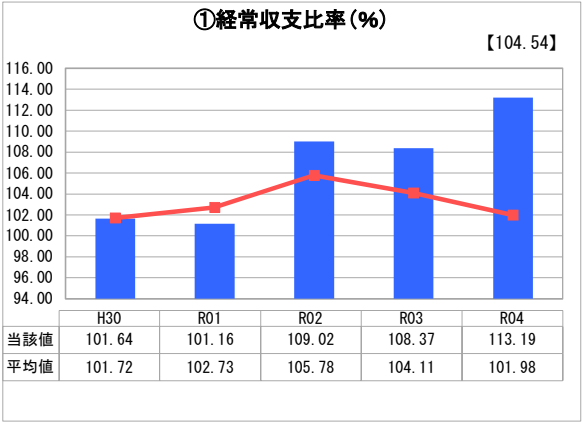
滋賀県 米原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	62.68	43.30	85.29	2,970

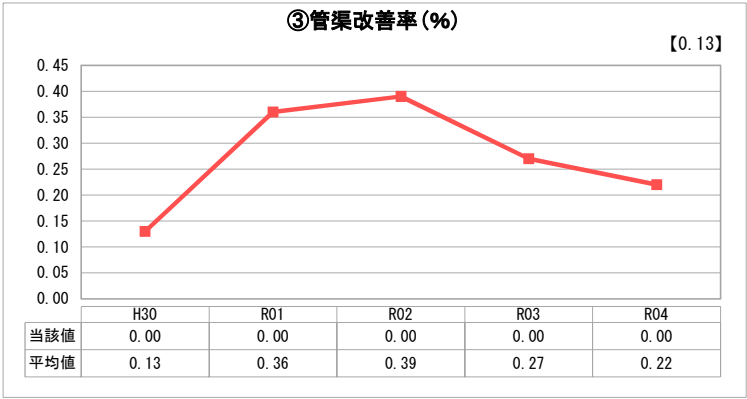
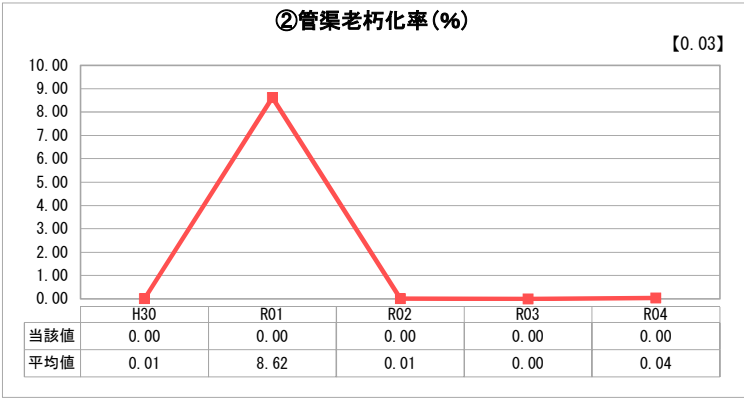
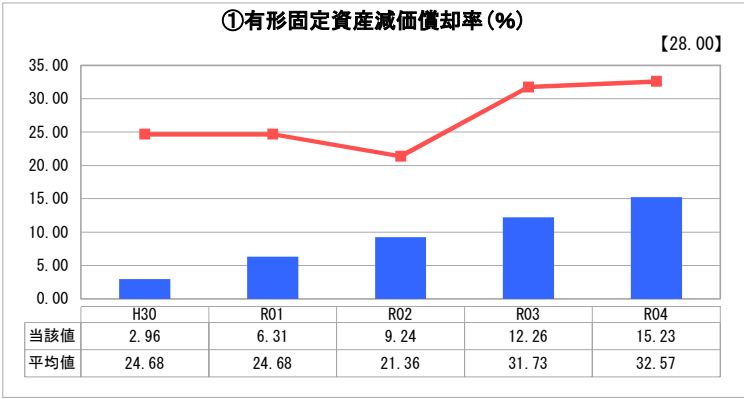
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
37,761	250.39	150.81
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
16,276	7.72	2,108.29

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

令和4年4月使用分から下水道使用料を改定したことにより、経常収支比率は、4.82ポイント改善しました。経費回収率も微増はしたものの100%を下回っており、一般会計からの繰入金に依存した経営となっています。汚水処理原価や企業債残高対事業規模比率は類似団体平均を下回っており、一定のコスト削減は図れているものと見受けられます。

一方、水洗化率は類似団体平均を上回っているものの、近年はほぼ横ばいで推移しています。処理区域内人口は減少に転じている中で、今後、有収水量の大幅な増加は見込めない状況となっています。

流動比率は類似他団体平均を大きく下回っており、資金繰りに注意を必要としています。

2. 老朽化の状況について

下水道施設整備を開始してから未だ50年を経過しておらず、管渠老朽化率および管渠改善率は0%のままとなっています。なお、有形固定資産減価償却率については、平成30年度に企業会計に移行した際の開始貸借において、移行前の償却済額を計上していないため、平成30年度から次第に増加しています。

全体総括

今後の有収水量の大幅な増加が見込めない中で、経営の安定化を図っていくためには、経営計画に基づき、計画的に料金体系を見直していく必要があります。しかし、人口減少の中、経営に必要な財源の全てを使用料収入に求めていくことも困難であることから、農業集落排水処理区域の公共下水道接続（広域化）やストックマネジメント計画に基づく予防保全的な維持管理等のコスト削減策も並行して進めていく必要があります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和4年度決算）

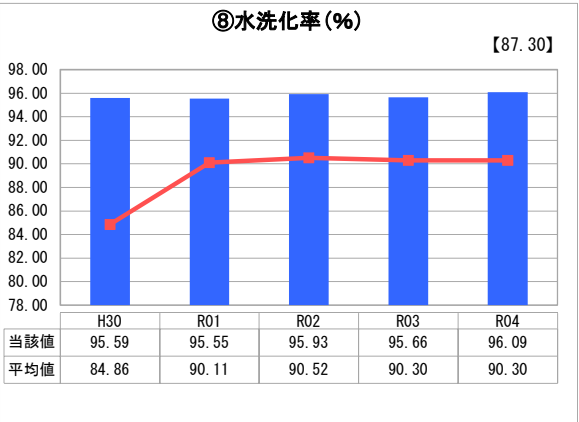
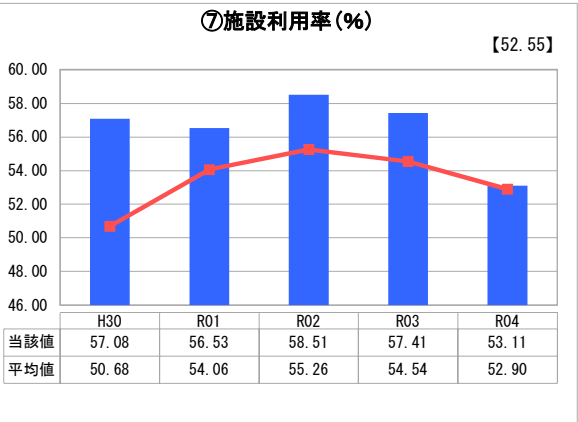
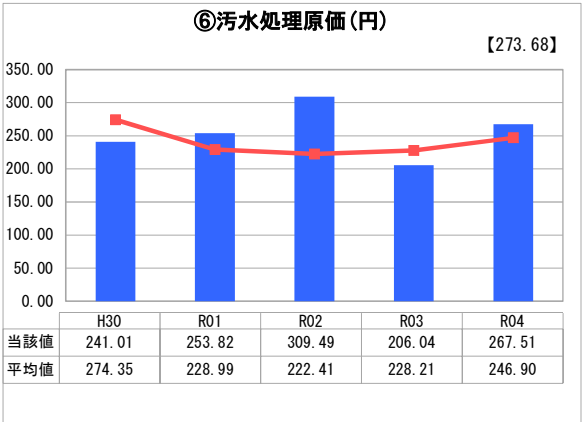
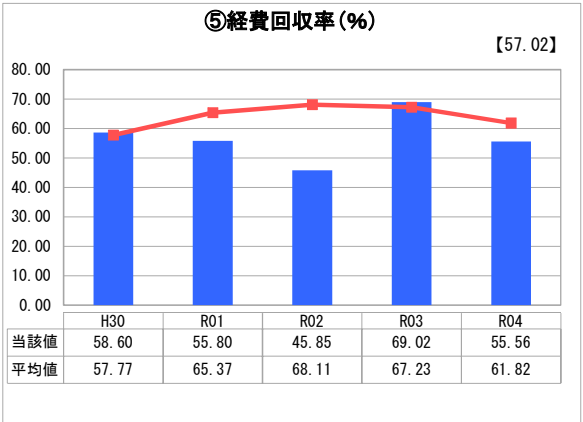
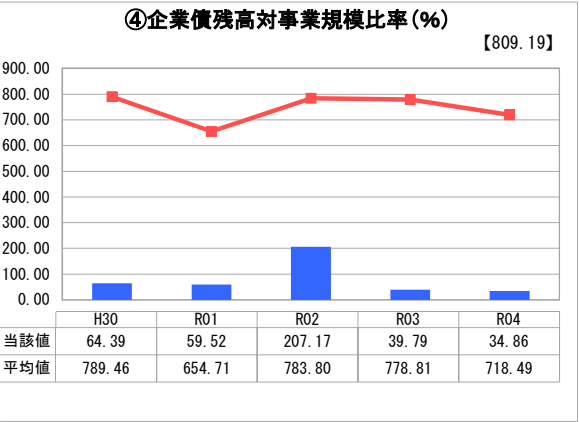
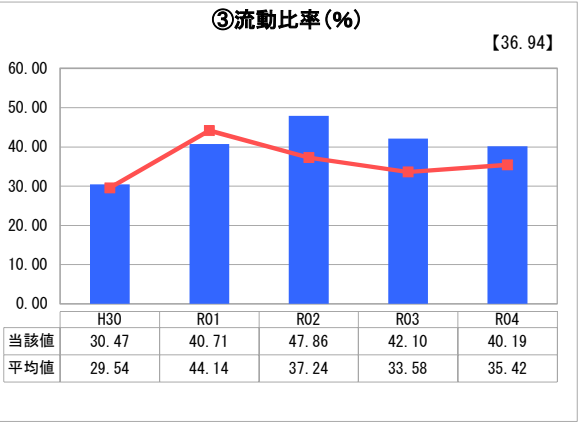
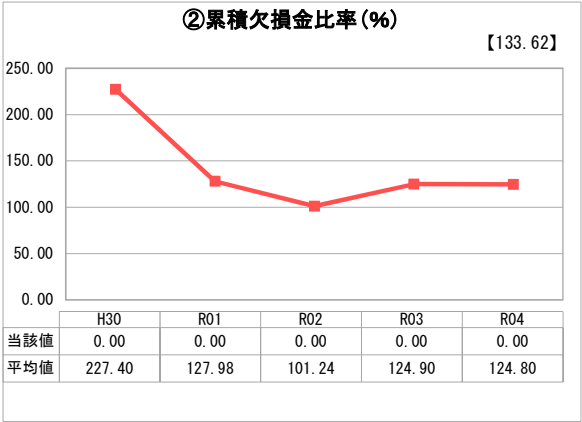
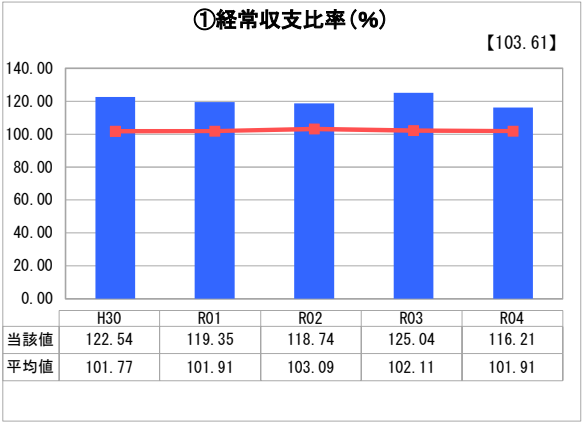
滋賀県 米原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	72.56	8.16	85.59	2,827

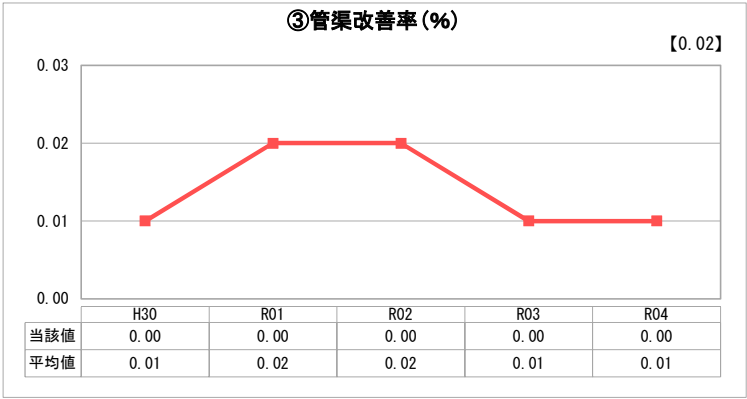
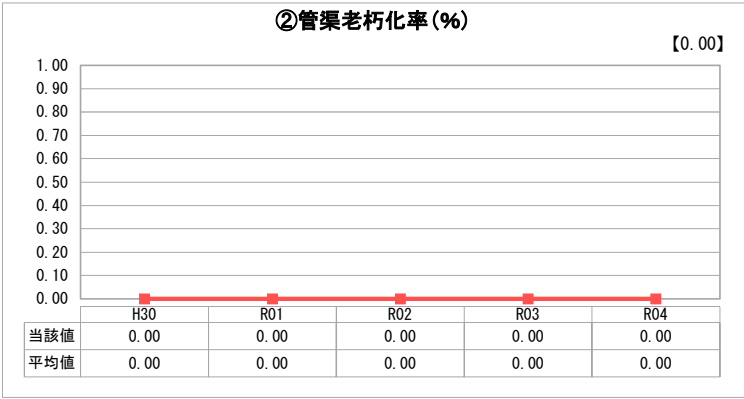
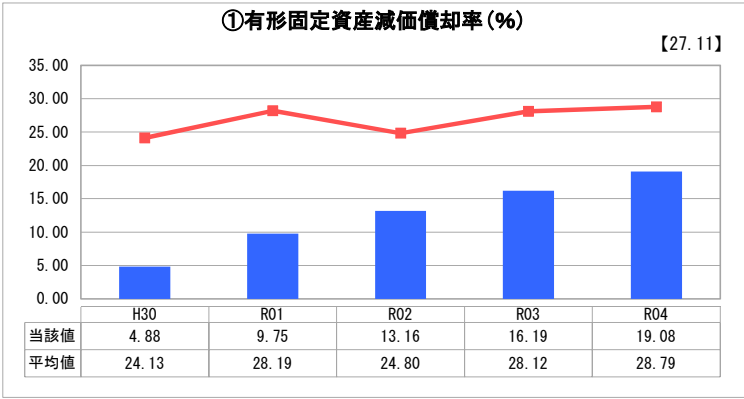
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
37,761	250.39	150.81
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,069	1.55	1,980.00

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和4年4月使用分から下水道使用料を改定しましたが、公共下水道に切替した農業集落排水処理施設を最終清掃したことによって経常費用や汚水処理費が増加したことの影響が大きく、経常収支比率や経費回収率の低下、汚水処理原価の上昇に至りました。なお、最終清掃費用は、農業集落排水から公共下水道に切替した翌年度に一時的に生じる経費であるため、次年度においては、改善されてくる見込みです。企業債残高対事業規模比率は類似団体平均を下回っており、一定のコスト削減は図れているものと見受けられます。

一方、水洗化率は類似団体平均を上回っているものの、近年はほぼ横ばいで推移しています。処理区域内人口は減少に転じている中で、今後、有収水量の大幅な増加は見込めない状況となっています。

2. 老朽化の状況について

下水道施設整備を開始してから未だ50年を経過しておらず、管渠老朽化率および管渠改善率は0%のままとなっています。なお、有形固定資産減価償却率については、平成30年度に企業会計に移行した際の開始貸借において、移行前の償却済額を計上していないため、平成30年度から次第に増加しています。

全体総括

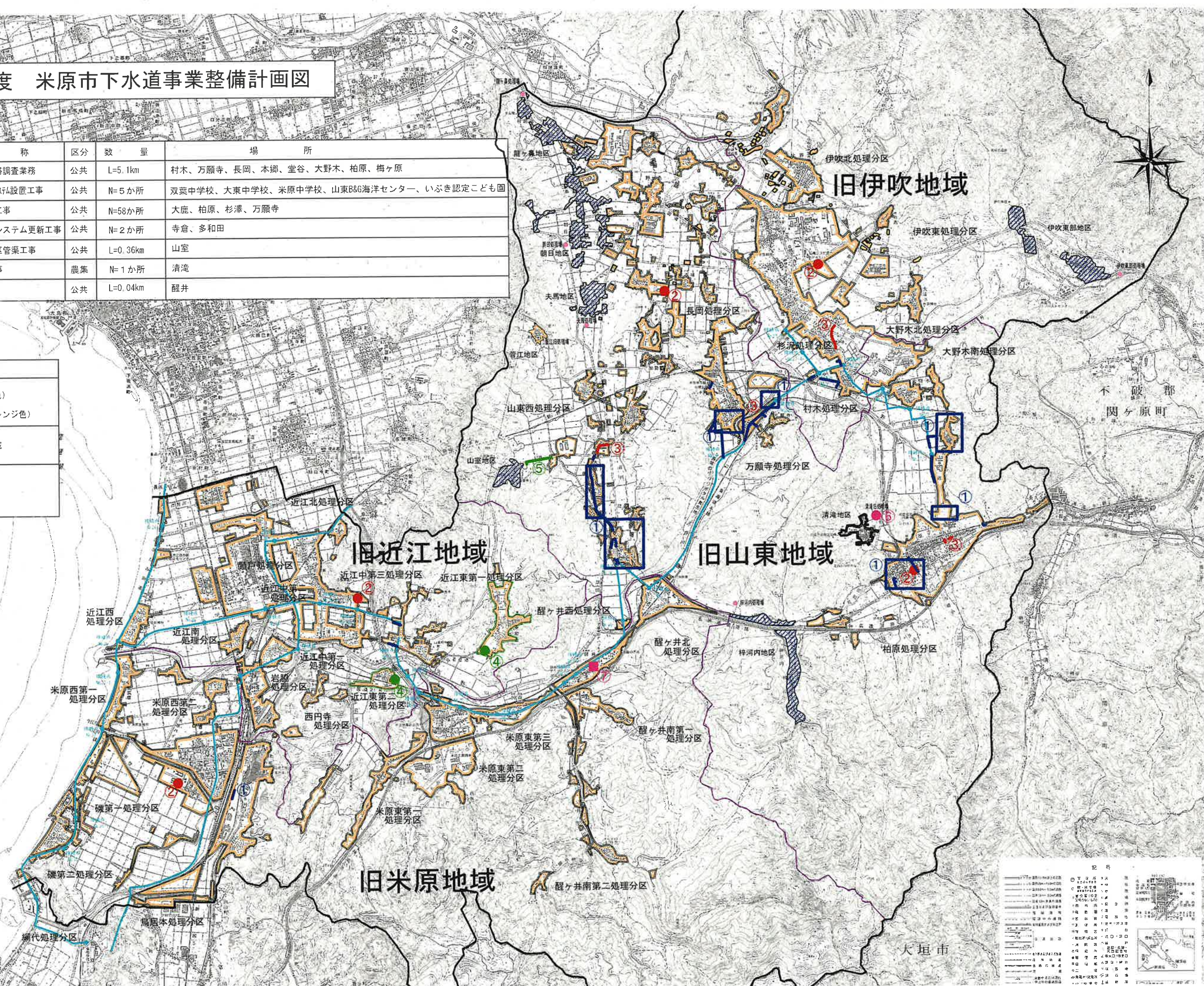
今後の有収水量の大幅な増加が見込めない中で、経営の安定化を図っていくためには、経営計画に基づき、計画的に料金体系を見直していく必要があります。しかし、人口減少の中、経営に必要な財源の全てを使用料収入に求めていくことも困難であることから、農業集落排水処理区域の公共下水道接続（広域化）等のコスト削減策も並行して進めていく必要があります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

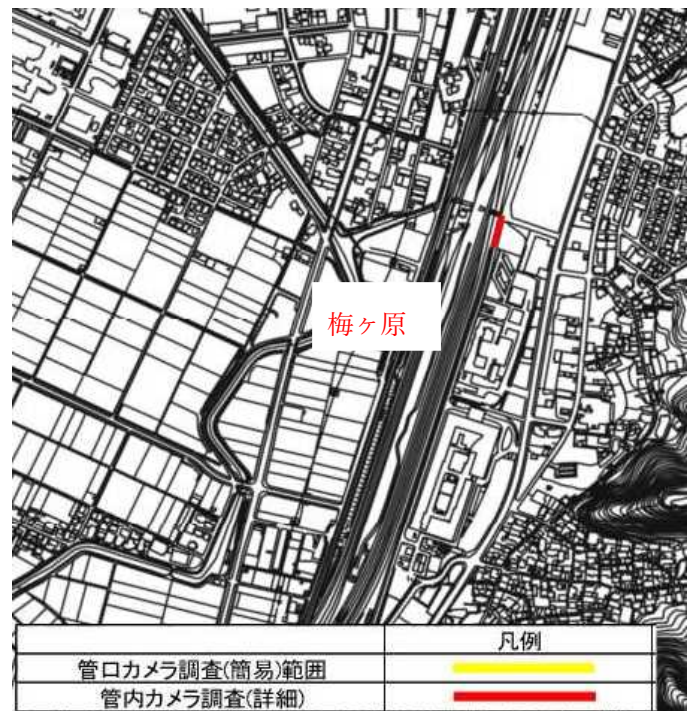
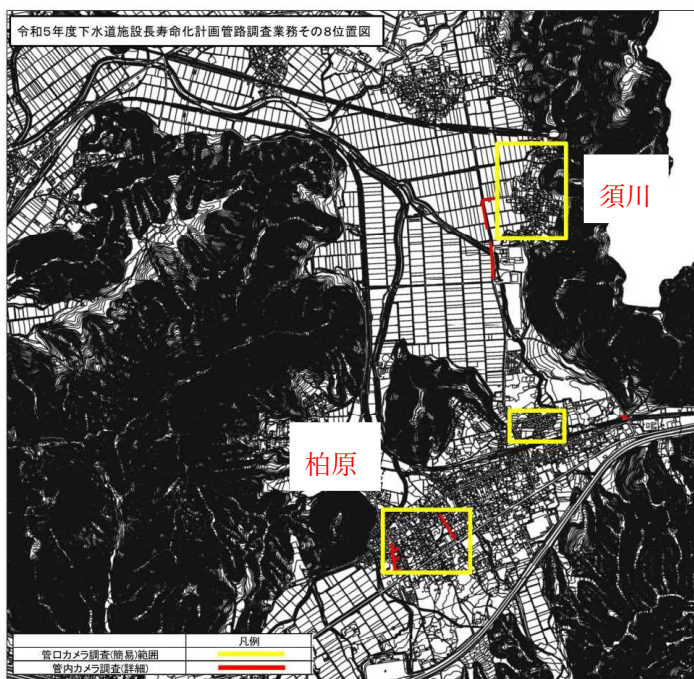
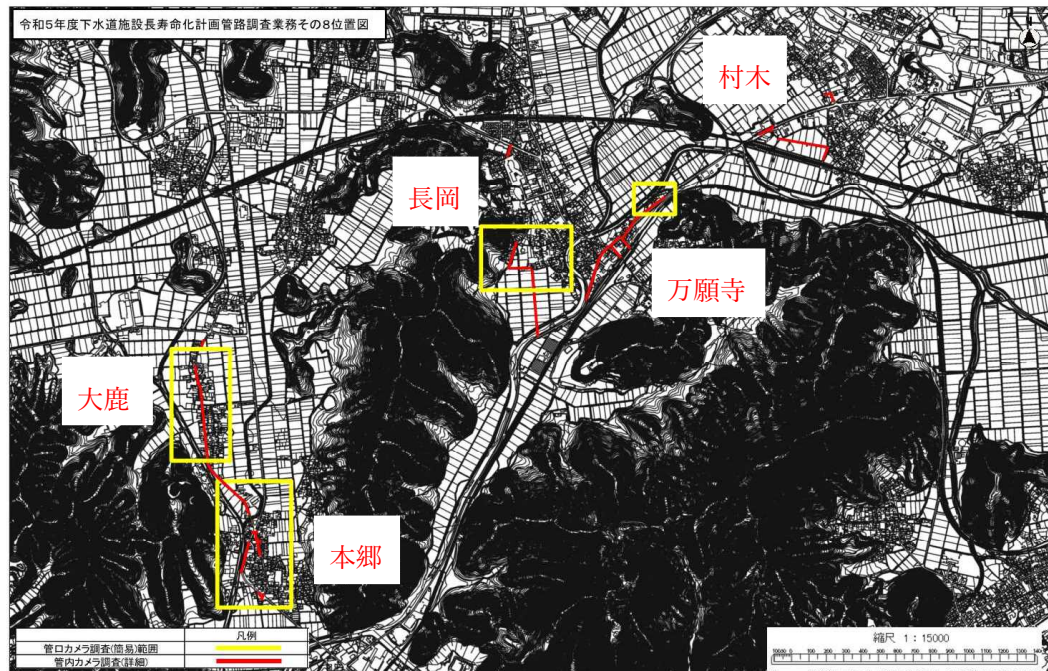
令和5年度 米原市下水道事業整備計画図

番号	記号	名 称	区分	数 量	場 所
①	—	下水道長寿命化対策管路調査業務	公共	L=5.1km	村木、万願寺、長岡、本郷、堂谷、大野木、柏原、梅ヶ原
②	●	総合地震対策マンホール設置工事	公共	N=5か所	双葉中学校、大東中学校、米原中学校、山東B&G海洋センター、いぶき認定こども園
③	—	総合地震対策管口耐震工事	公共	N=58か所	大庭、柏原、杉澤、万願寺
④	●	真空式下水道遠方監視システム更新工事	公共	N=2か所	寺倉、多和田
⑤	—	特環公共下水道山室地区管渠工事	公共	L=0.36km	山室
⑥	●	清滝地区処理場改築工事	農集	N=1か所	清滝
⑦	■	醒井地区雨水整備工事	公共	L=0.04km	醒井

凡 例	
	全体計画区域 (黒色)
	事業認可区域 (オレンジ色)
	農業集落排水事業区域
	流域幹線



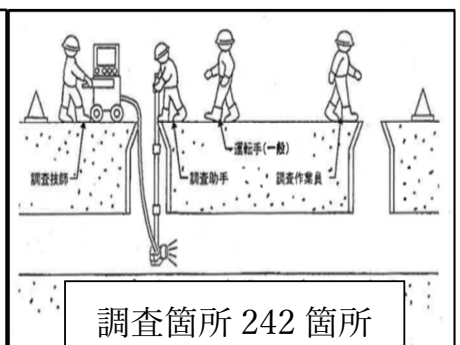
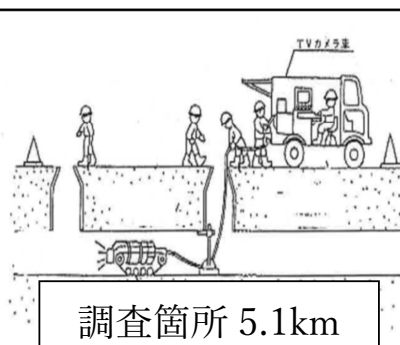
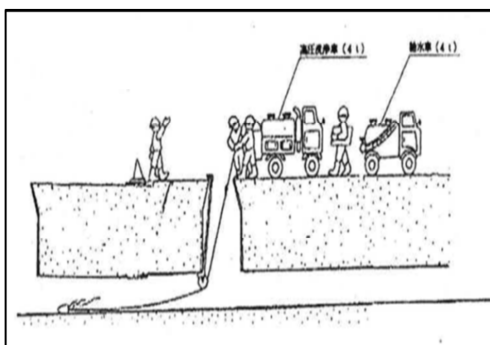
令和5年度 下水道施設長寿命化計画管路調査業務



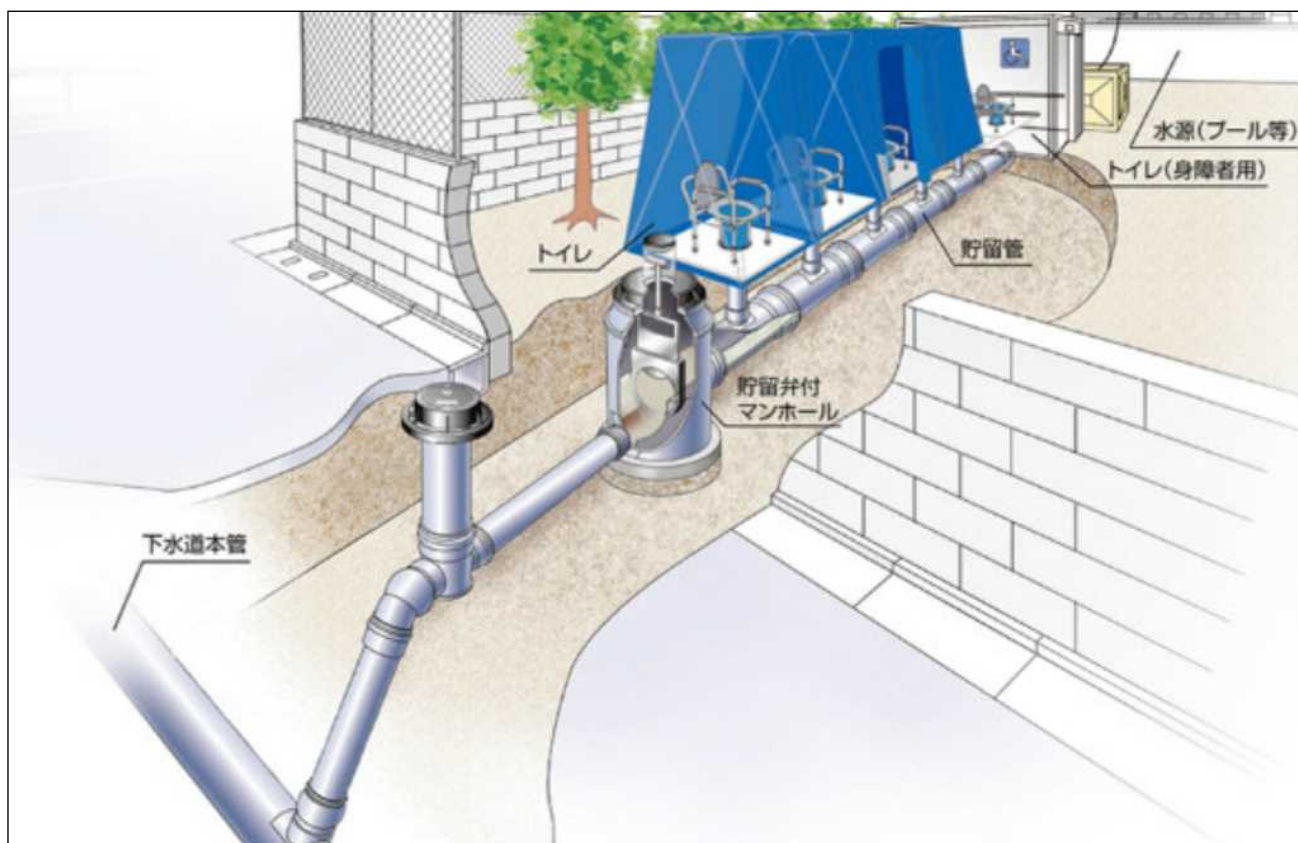
洗浄作業標準図

テレビカメラ調査作業標準図

管口テレビカメラ調査作業標準図

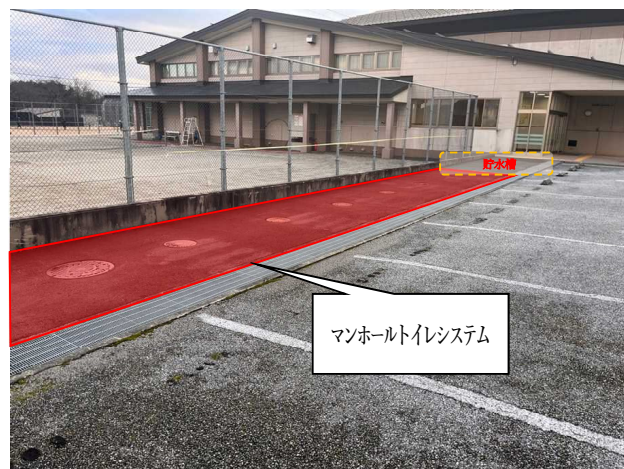
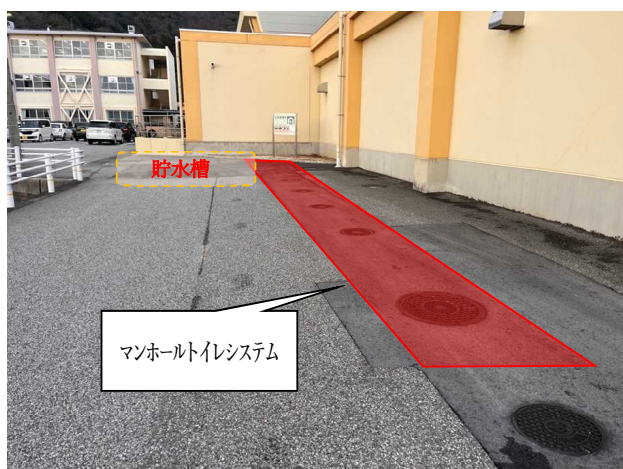


総合地震対策マンホールトイレシステム設置工事

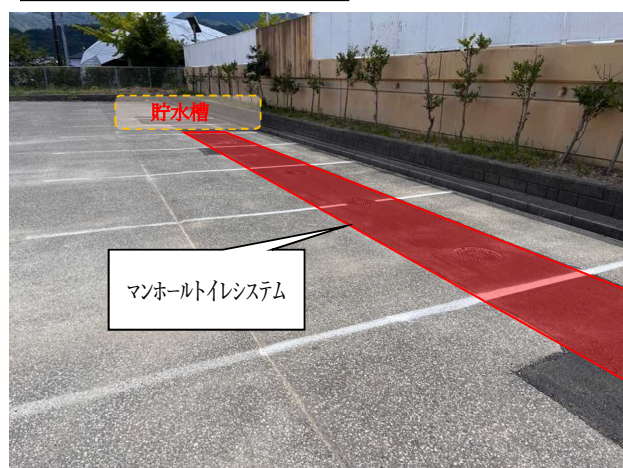


双葉中学校 (施工済)

大東中学校 (施工済)



米原中学校 (施工済)



山東 B&G 海洋センター(施工中)



いぶき認定こども園 (施工予定)



各施設のマンホールトイレ数

	一般型	車いす対応型
双葉中学校	5 個	1 個
大東中学校	6 個	1 個
米原中学校	5 個	1 個
山東 B&G 海洋センター	1 個	1 個
いぶき認定こども園	1 個	1 個

令和5年度 総合地震対策管口耐震工事

山東地域 26 箇所

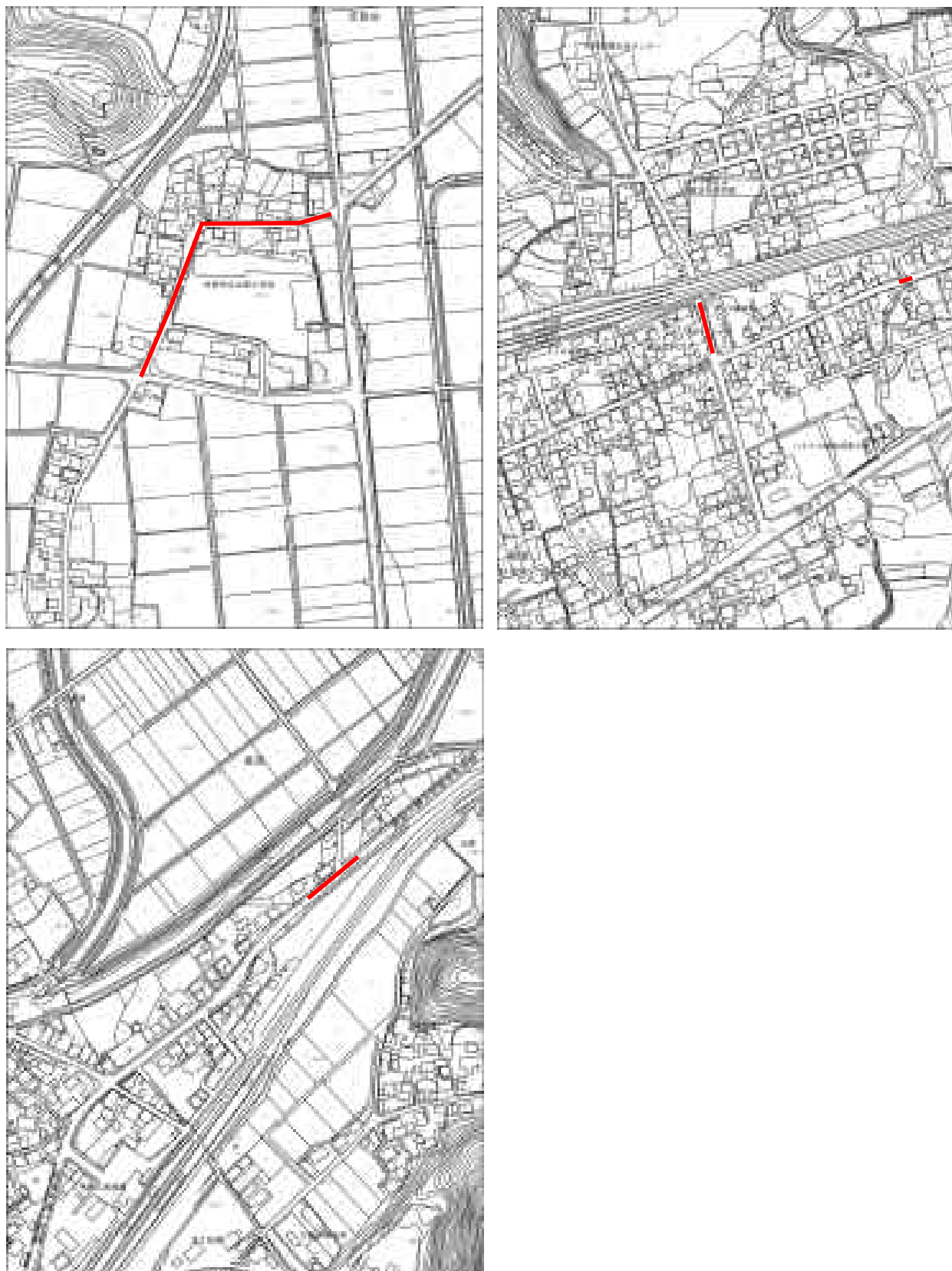


図 10-10 配管の断熱材の施工例

この図は、配管の断熱材の施工例を示しています。図には、配管の断熱材（ゴムスリーブ）と、その外側に施工されるステンレススリーブの断面が示されています。また、断熱材の内部には断熱目地（断熱材の接合部）が確認できます。

懸導目地切削状況

- ①誘導目地を切削
- ②ステンレススリーブとゴムスリーブを設置
- ③工事完了

地震時に本管が折れても②の部材により、流下機能を確保することができる。

15

真空式下水道遠方監視制御システム更新工事



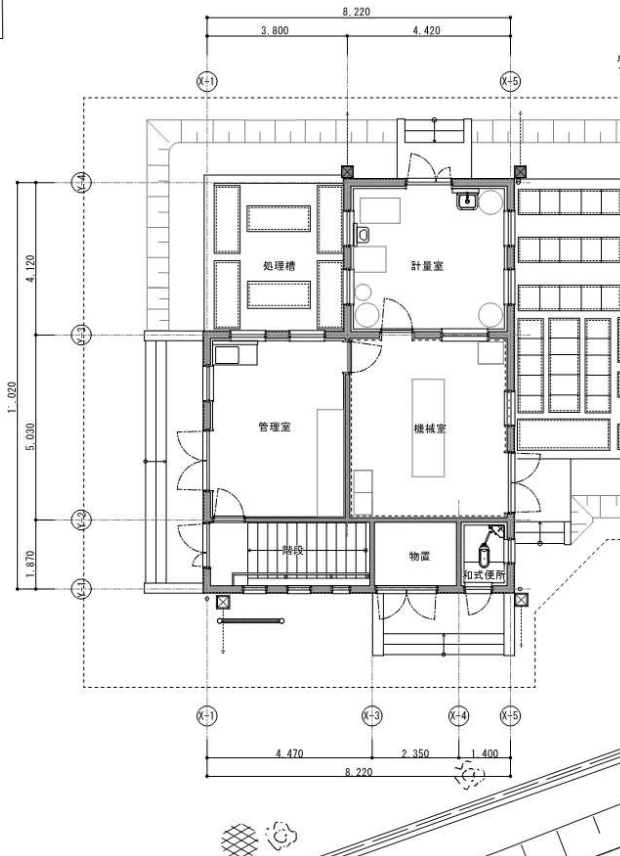
特環公共下水道山室地区管渠工事



農業集落排水事業清滝地区処理場改築工事

改築前

焼却炉

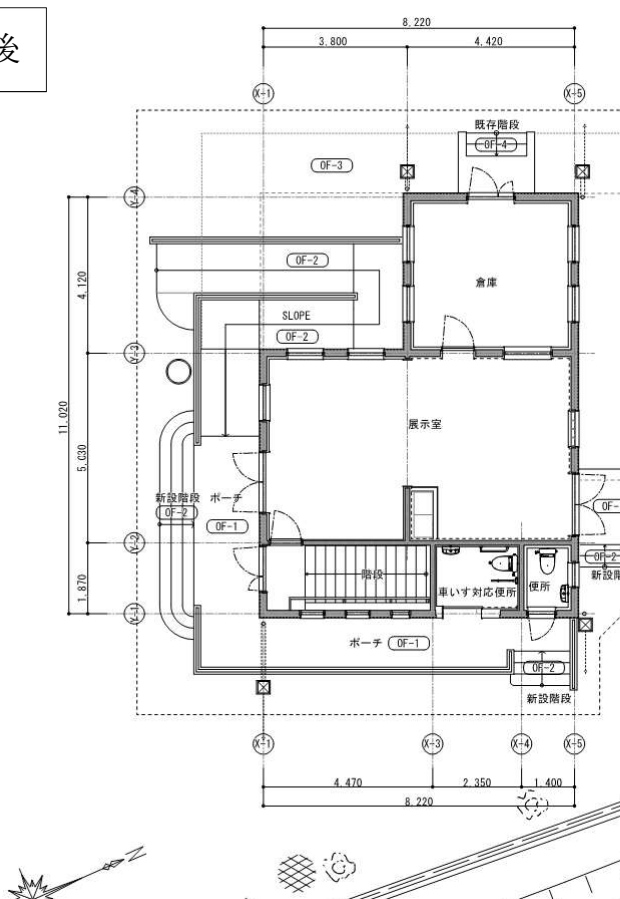


改築後

OF-3

OF-2

OF-1



醒井地区雨水整備工事



既設の水路は、水路の断面が小さい上にいびつなため、大雨が降ると氾濫することが多々あることから、水路の断面を大きくし、一定の勾配をつけて排水能力を向上させることを目的として、昨年度に引き続き水路工事を建設課が進めています。 【L=42m】

平面図



標準断面図

舗装復旧工(裏道)
表層 : 再生密粒度アスコン(20) t=4cm
下層路盤 : 再生クラッシャーラン(RC-40) t=10cm

コンクリート
16-12-25 (20) BB



社会資本整備計画進捗状況表

○ 社会資本整備総合交付金

対象事業 : 農業集落排水事業の公共下水道接続 など

計画期間 : 令和4年度～令和8年度

下水道処理人口普及率の向上	目標値	R4	R5	R6	R7	R8
		91.0%	—	92.0%	—	93.2%
	進捗状況	R4	R5	R6	R7	R8
		91.0%	91.6%			

○ 防災・安全交付金

対象事業 : 浸水対策、下水道施設の長寿命化・耐震化対策

計画期間 : 令和3年度～令和7年度

醒ヶ井排水区等における 雨水整備面積割合の向上	目標値	R3	R4	R5	R6	R7
		0.0%	—	50.0%	—	100.0%
	進捗状況	R3	R4	R5(見込)	R6	R7
		0.0%	16.3%	56.7%		

ストックマネジメント計画における 詳細調査対象の実施済延長の割合	目標値	R3	R4	R5	R6	R7
		23.0%	—	35.0%	—	44.0%
	進捗状況	R3	R4	R5(見込)	R6	R7
		23.0%	33.0%	38.1%		

総合地震対策における耐震化対象人孔の 箇所数の割合	目標値	R3	R4	R5	R6	R7
		34.0%	—	50.0%	—	100.0%
	進捗状況	R3	R4	R5(見込)	R6	R7
		34.0%	52.9%	63.5%		

受益者負担金について

受益者負担金とは

公共下水道の建設費の一部を、その地域の住民（受益者）の方々に負担していただくのが受益者負担金です。

道路や公園のように一般の公共施設と違って整備することによって利用できる人が地域に限定されます。そこで、その利益を受ける限度内において、事業費の一部を負担していただくものです。

受益者とは

受益者（負担金を納めていただく方）とは、処理区域内に土地を所有している方をいいます。

ただし、賃貸借や使用貸借等の関係によって、実質上その土地をご使用になっておられる場合はその使用者が受益者となります。

負担金を納めるのは誰？（標準例）



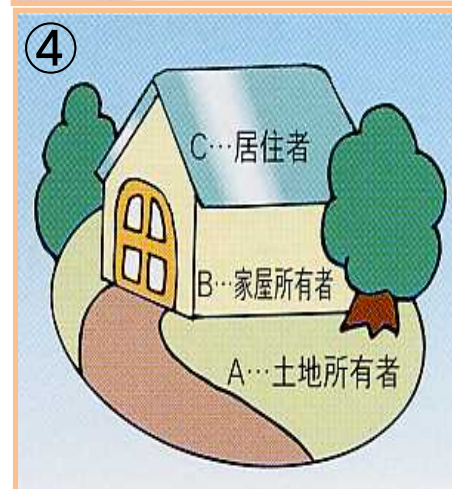
①
自分の土地に
自分の家を持
ちそこに住ん
でいる
受益者
Aさん



②
貸家・アパー
ト間借り等
受益者
Aさん



③
借地の上に
自分の家を
建てて、そこ
に住んでいる
場合
受益者
Bさん



④
借地にアパ
ートを建て
ている場合
受益者
Bさん

対象となる土地は

下水道整備区域にある公共污水ますの設置された土地は、すべて受益地として負担金の対象となります。ただし、国・県・市の所有地や自治会所有地などは、減免の規定があります。また、畑などには、猶予の規定があります。

＜標準例＞

下図の場合、駐車場、庭、家屋が受益者負担金の対象地となります。



負担金の額は

負担金額の計算方法

土地の面積（㎡）×単位負担金額（円/㎡）＝受益者負担金額

- ・受益者負担金は、その土地に対して一度限り負担していただくものです。
- ・受益者負担金は、それぞれの負担区において負担していただきます。

【山東地区および米原地区】 1㎡当たり 500 円

【伊吹地区】 1㎡当たり 200 円＋均等割額 200,000 円

※一般家庭については、30 万円を限度とする。

【近江地区】 1㎡当たり 380 円

＜負担金額の算定例＞ 一般家庭の場合

① 330㎡（約 100 坪）の土地を所有

山東地区・米原地区 $330 \text{㎡} \times 500 \text{円} / \text{㎡} = 165,000 \text{円}$

伊吹地区 $330 \text{㎡} \times 200 \text{円} / \text{㎡} + 200,000 \text{円} = 266,000 \text{円}$

近江地区 $330 \text{㎡} \times 380 \text{円} / \text{㎡} = 125,400 \text{円}$

となりますが…

② 601 ㎡（約 182 坪）の土地を所有

山東地区・米原地区 $601 \text{ ㎡} \times 500 \text{ 円} / \text{㎡} = 300,500 \text{ 円}$

伊吹地区 $601 \text{ ㎡} \times 200 \text{ 円} / \text{㎡} + 200,000 \text{ 円} = 300,200 \text{ 円} \rightarrow \underline{300,000 \text{ 円}}$

近江地区 $601 \text{ ㎡} \times 380 \text{ 円} / \text{㎡} = 228,380 \text{ 円}$

③ 790 ㎡（約 239 坪）の土地を所有

山東地区・米原地区 $790 \text{ ㎡} \times 500 \text{ 円} / \text{㎡} = 395,000 \text{ 円}$

伊吹地区 $790 \text{ ㎡} \times 200 \text{ 円} / \text{㎡} + 200,000 \text{ 円} = 358,000 \text{ 円} \rightarrow \underline{300,000 \text{ 円}}$

近江地区 $790 \text{ ㎡} \times 380 \text{ 円} / \text{㎡} = 300,200 \text{ 円}$

➤ 伊吹地区の一般家庭の場合では、上限額が設けられているという利点もある。

～下水道普及率～ （公共・農集全体）

			H30	R1	R2	R3	R4
整備済管渠延長	(m)	A	414,492.2	414,846.6	417,030.6	417,331.7	418,334.6
供用開始面積	(ha)	B	1,932.35	1,932.35	1,932.35	1,932.35	1,932.35
行政区域内人口	(人)	C	39,138	38,785	38,455	38,048	37,593
供用開始区域内人口	(人)	D	39,017	38,668	38,345	37,954	37,495
供用開始区域内水洗化人口	(人)	E	36,513	36,372	36,306	35,845	35,649
普及率 D/C	(%)	F	99.7%	99.7%	99.7%	99.8%	99.7%

～汚水整備費～ （単位：円）

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
有形固定資産残高	37,819,823,186	36,397,997,529	35,844,701,124	34,835,522,085	33,870,956,956
汚水整備費（管路工事、舗装復旧等）	22,398,000	72,921,000	53,660,801	35,610,001	29,395,000
汚水整備費対有形固定資産残高比率	0.06%	0.20%	0.15%	0.10%	0.09%

下水道事業は、旧町域ごとの実情に応じて計画・整備されてきた経緯があり、受益者負担金制度においても旧町地域ごとに単価が異なります。

市としては、合併後、受益者負担金制度の見直し（統一・廃止含む）をした方がよいのではないかという意見もあり、検討してきましたが、下水道の整備率は99%を超えており、既に整備がほぼ完了している状況です。また、受益者負担金の対象となる事業費（汚水整備費）においても、既に資産化している固定資産に対する割合は1%未満となっています。こうした状況の中、過去に受益者負担金を負担いただいた方との公平性の観点から**現行制度を継続**することとします。